

柱 1 安心・安全な地域づくり

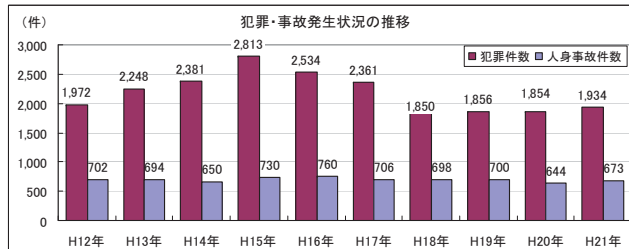
— 防災・地域防犯・交通安全 —

■ 現状と課題

家族構成や地域環境の変化に伴い、コミュニティの弱体化が進み、地域の防犯・防災機能が低下し、生活を脅かす危険や不安が増えてきています。市民の安心・安全が脅かされています。

江南市においても、刑法犯罪や人身事故の発生件数は、この10年間で急激に増加しており、平成15年、平成16年をピークに減少傾向からここ数年横ばいであるものの今後も安心できる状態とはいえません。また、台風、大雨などの風水害や、発生が懸念されている東海地震の発生などの地震に対する不安も残っています。他方で、自主防災組織の組織率は100%であるものの、災害に対する意識には地域によりばらつきが見られ、市民の災害への備えや地域ぐるみの防犯・防災体制は十分に整っているとはいえません。

このようなことから、犯罪や災害から市民を守り、安心・安全な市民生活を確保するために、市民と市役所が協力して地域の防犯・防災力を強化することが求められています。



(資料: 江南警察署・江南防犯協会連合会)

■ 10年後の地域のすがた

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の意識が定着し、地域全体で支え合いのしくみが構築され、市民が協力して防犯活動や交通安全対策、災害への備えを行っている。

その結果、犯罪や事故が少なくなり、災害に対する不安も軽減され、市民が安心・安全に暮らしている。

■ 市役所の使命

地域の防犯・防災力を向上させるための意識啓発、組織や人の育成、活動支援を行う。また、交通事故を減らすため、戦略的・計画的な交通安全施設※1の整備を行う。

■ 成果目標と役割分担

【全体目標】 犯罪や災害への不安が少なく、市民が安心・安全に暮らしている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
犯罪や災害への不安が少ないと感じる市民の割合	%	45.1 (H19)	50.0	55.0 65.0	60.0 70.0	市民満足度調査により測定。
			62.4	***	***	

見直しの内容と理由

【現状と課題】

1 段落目

- ・コミュニティの弱体化の記述を修正

理由) 文章の導入部分が多量に唐突であるため、弱体化に至った主な理由を付した。(時点修正)

- ・危険や不安が増加の記述を修正

理由) 犯罪・交通事故件数の減少・横ばい状態。市民満足度調査で不安が少ないと感じる指数が62.4%と平成29年度目標値を達成しているため。(②-1)

2、3 段落目

- ・犯罪件数・人身事故件数の発生件数の記述を修正

理由) H19～H21年のデータを追加すると、ここ数年減少傾向から横ばいであるが、依然として安心できる状態ではないため。

(②-1)

- ・防犯と災害の記述を1文から2文に修正。

理由) 前後の文脈を読み取ると全く違う項目の内容を記載しているため。(時点修正)

- ・災害に対する市民の認識について等の記述を修正。

理由) 「広がっている」という調査結果があるわけではないので、一般的な表現に修正。(時点修正)

【全体目標の目標値】

- ・H25「55.0」を「65.0」、H29「60.0」を「70.0」に修正

理由) 進捗状況が良好なためH25、H29の目標値を上方修正する。

※1の防護さく削除

理由) ここ数年防護さくの新設設置は実施していないため。(時点修正)

※1 交通安全施設とは、路側帯、道路標識、道路標示、道路照明灯、道路反射鏡、中央帯などの交通安全を確保するための施設のこと。

【個別目標①】 災害への備えが行われている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
非常持ち出し品や食糧などを準備している市民の割合	%	14.4 (H18)	30.0	40.0 45.0	50.0	各家庭の防災意識の状況を測定するもの。 非常持ち出し品とは「わが家の地震対策早見帳」に記載されているもの。 市民満足度調査により測定。
			41.4	***	***	
防災用資機材※ ² 助成の申請率	%	83.8 (H18)	90.0	95.0	100.0	自主防災組織の防災意識を測定するもの。 申請した自主防災会数/全自主防災会数
				***	***	
危機管理体制が整い、安心して暮らしていると感じる市民の割合	%	25.4 (H19)	30.0	40.0	50.0	市民満足度調査により測定。
			36.7	***	***	

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> 各家庭で、避難の際の非常持ち出し品や食料などの準備をし、また防災についての話し合いなど災害への備えを行う。【個人・家庭】 市役所からの情報を正確に知り、警報等の発令時に速やかに避難できるよう、平常時から備えておく。【個人・家庭】 自主防災会は、日ごろから地域における災害時危険箇所の把握に努める。【自治会】 災害発生時に効果的な対応ができるよう、自主防災会が主体となって、地域の実情に合った防災訓練を積極的に行う。【自治会】 自主防災会や企業などは、自主防災リーダー※³や防災ボランティア※⁴を育成する。【自治会】【企業】 高齢者、障害者などは一人で避難することが困難なため、地域住民が協力し、避難できるよう話し合っておく。【個人・家庭】【自治会】 	<ul style="list-style-type: none"> 江南市地域防災計画、江南市国民保護計画などを「見直すこと」により、市民の安全を確保する。 災害に関する知識や情報を多様な手段により提供し、市民の防災意識を高める。 自主防災会が自主的に各小学校下で防災訓練を実施し、地域の実情に合った開催することにより、防災力の向上を図るとともに確保できるよう、さまざまなアドバイスを行うとともに自主防災会の運営を支援する。 防災ボランティアコーディネーター※⁵を育成する。 災害などの正確な情報を収集し、警報などにより全市民に伝達し、速やかに避難誘導伝達ができる体制づくりを構築する。 避難や救援に必要な物資・資材を備蓄・整備する。 生活に密着した施設や危険な施設などの安全を確保する。

【関連する項目】

- III都市生活基盤分野《柱3公園緑地》個別目標①都市公園等が整備され、日ごろから公園に歩いて行き、うるおいのある生活をしている(P-103)
- III都市生活基盤分野《柱6住環境》個別目標①建築指導及び開発指導の民間組織との取り組みは、安心・安全への住民意識を高揚させている(P-110)
- IV教育分野《柱1学校教育》個別目標④教育を受ける環境が整備され、快適で安全な状態で児童・生徒が学習活動に取り組んでいる(P-121)

※2 防災用資機材とは、消火用資機材、食糧、救護用資機材、テントなど、災害発生時に備えて市役所及び自主防災組織が準備する資機材のこと。

※3 自主防災リーダーとは、自主防災組織の活動を効果的に実践するために必要な調整や誘導などを行う、地域の自主防災活動の中心となる人。

※4 防災ボランティアとは、災害発生時に、被災地に駆けつけ、被災者を支援したり、復旧活動に協力したりするボランティア。

※5 防災ボランティアコーディネーターとは、災害発生時に被災地に集まるボランティアが有効に活動できるよう、災害対策本部などと連携してボランティアへの連絡や調整を行う人のこと。

見直しの内容と理由

【個別目標①の目標値】

- ・ H25「40.0」を「45.0」に修正
理由) 進捗状況が良好なためH25の目標値を上方修正する。

【個別目標①の説明】

- ・ 「市民満足度調査により測定。」を追加
理由) 実績値は、市民満足度調査により測定するものであるため。

- ・ 防災用資機材助成の申請率 H22 実績値の確定時期 H23年5月末

【市役所の役割】

- 2段落目
 - ・ 「見直す」というキーワードの追加
理由) 毎年全国で発生する災害の教訓を生かし、各種計画を見直すことにより、実情にあった形に見直す必要があるため。(時点修正)
- 5、6、7段落目
 - ・ 自主防災会に対する支援についての表現を簡潔にする
理由) すでに市内全域で自主防災会主催による防災訓練は実施されている。「アドバイス」と「支援」の使い分けが曖昧なので、はっきりとした表現に置き換える。(時点修正)
- 11段落目
 - ・ 情報収集、伝達方法などについての表現を簡潔にする。
理由) 伝達内容や伝達方法は、現状の表現のように限定的ではないため、一般的な表現に改める。(時点修正)

【個別目標②】 地域の防犯体制が整い、犯罪が減っている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
犯罪発生件数	件	1,850 (H18)	1,600	1,410	1,160	犯罪発生状況を測定するもの。
				***	***	
地域安全パトロール実施率	%	59.2 (H18)	80.0	90.0	100.0	地域の防犯体制がどの程度整っているかを測定するもの。 地域安全パトロール実施区・町数/全区・町数
			91.1	***	***	



市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> 犯罪発生の危険箇所を発見し、予防するとともに、その情報を市役所に伝え、防犯対策を共に考える。【個人・家庭】【自治会】 	<ul style="list-style-type: none"> 地域安全パトロール隊への支援を行い、持続的な活動をサポートする。 犯罪を減らす環境づくりのため、警察等の関係機関と連携を密にする。

【個別目標③】 交通事故が減っている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
交通事故発生件数 (人身事故)	件	698 (H18)	640	580	500	交通事故発生状況を測定するもの。
				***	***	



市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> 交通事故危険箇所を発見し、予防するとともに、市役所にその情報を伝える。【個人・家庭】【自治会】 	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故危険箇所について十分に分析を行い、危険度の高い順に、道路照明灯や反射鏡などの交通安全施設※1を設置する。 交通事故危険箇所や交通マナーの周知を徹底し、交通安全の意識啓発を行う。 江南警察署から交通事故の状況など情報を収集し、交通安全啓発や交通安全施設の設置箇所などの資料として活用する。

【関連する項目】

- Ⅲ都市生活基盤分野《柱2道路》個別目標②道路、橋りょう、排水施設が整備され、円滑な通行が確保されている(P-100)

■ 関連する個別計画

- 江南市国民保護計画 (H19～)
- 江南市地域防災計画 (期間なし)

見直しの内容と理由

- ・ 犯罪発生件数 H22 実績値の確定時期 H22 年度末

【市役所の役割】

- ・ 「環境づくり」というキーワードを追加

理由) 市役所の役割として犯罪の減少は、間接的な防犯意識の高揚や防犯啓発活動が主であることから犯罪被害に遭わない環境づくりの対応が必要であるため。(①-1)

- ・ 交通事故発生件数 H22 実績値の確定時期 H22 年度末

【市役所の役割】

- ・ 1項目を新たに追加

理由) 交通事故状況の詳細な情報を収集して交通啓発活動や交通安全施設の設置箇所などに活用する。(①-1)

※1の防護さく削除

理由) ここ数年防護さくの施設設置は実施していないため。(時点修正)

※1 交通安全施設とは、路側帯、道路標識、道路標示、道路照明灯、道路反射鏡、防護さくなどの交通の安全を確保するための施設のこと。

柱 2 消防・救急体制の充実

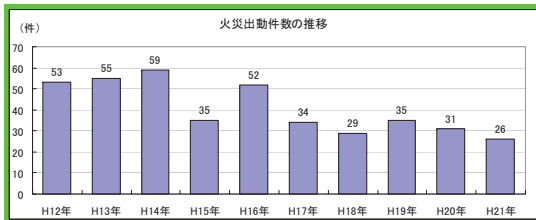
— 消防・救急 —

■ 現状と課題

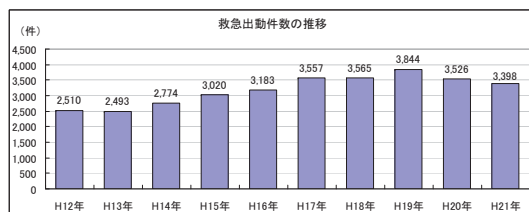
出火件数は、ここ数年減少傾向にありますが、一方、高齢化社会が進み、救急出動が増えています。また火災や風水害、地震などによる大規模災害の発生が予測され、市民の生活を脅かす不安が増加しています。

江南市においても、救急出動件数は10年間で約2倍、1.4倍に増加しており、中でも高齢者の救急需要が急増しています。火災や地震などの災害の発生も予想される中、救命率向上のための応急手当講習の参加者は増えてはいますが、防火意識や災害に対する意識の向上、また、平成18年に消防組織法が改正されたことに伴う大規模な消防体制の構築や、平成28年5月からのデジタル無線化が課題となっています。

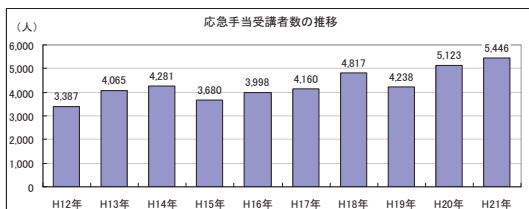
このようなことから、救急・救助や消火活動などにおいては、迅速かつ的確に対応し、被害を最小限にとどめ、市民の生命・財産を守るため、市民の防火意識の向上と、市役所の消防・救急体制の充実を図ることと、併せて消防の広域化や消防指令業務の共同運用に取り組むことが求められています。



(資料:消防署)



(資料:消防署)



(資料:消防署)

見直しの内容と理由

【現状と課題】

- 1行目の最初に、「出火件数は、ここ数年減少傾向にありますが、一方、」の記述を追加理由) 火災と救急は消防活動の両輪であるので、その動向を周知するため。
- 4行目の救急出動件数の増加の記述を修正救急出動件数は10年間で約1.4倍に増加しており、・・・理由) 約2倍では件数が合わないので修正する。
- 中段に「また、平成18年に消防組織法が改正されたことに伴う大規模な消防体制の構築や、平成28年5月からのデジタル無線化」の記述を追加理由) 全国的に整備が進められている中で、愛知県においても各々の圏域ごとに協議が図られているため。
- 下段に「ことと、併せて消防の広域化や消防指令業務の共同運用に取り組む」の記述を追加理由) 全国的に整備が進められている中で、愛知県においても各々の圏域ごとに協議が図られているため。

【グラフ】

「火災出動件数の推移」の追加と、グラフを次の順番に修正

理由) 出火件数は、平成14年以降、全国的に減少傾向となっており、当市においても例外ではありません。

その理由として、事業所には防火管理者の選任指導や防火査察を行い、一般家庭には自主防災組織や消防団と連携しての消火訓練を実施している。また、住宅用火災警報器の普及啓発活動などを行っているが、こうした火災予防の成果を把握する必要があるため。

■ 10年後の地域のすがた

市民は、応急手当講習・防災訓練に積極的に参加し、火災や地震などの災害発生時の備えが十分に行われている。市役所は、広域的協力体制による充実した消防・救急体制が整い、迅速かつ的確な対応ができています。

その結果、救命率も向上し、また火災や地震などの災害に対する不安が軽減され市民が安心して暮らしている。

■ 市役所の使命

救急・救助や火災などの災害に対し、被害を最小限にとどめるため、迅速かつ的確に対応し、消防・救急体制の充実強化や市民への防火意識の啓発を行うことにより、市民の大切な生命・財産を守る。

■ 成果目標と役割分担

【全体目標】 消防・救急体制が整い、市民が安心・安全に暮らしている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
火事や事故などの災害発生時には、迅速に消火・救急・救助活動が行われ、安心して暮らしていると感じる市民の割合	%	42.1 (H18)	45.0	50.0 69.5	60.0 73.5	市民満足度調査により測定。
			66.5	***	***	

見直しの内容と理由

【成果目標と役割分担】

全体目標の指標名「火事や事故などの災害発生時には、迅速に消火・救急・救助活動が行われ、安心して暮らしていると感じる市民の割合」のH25の目標値「50.0」を「69.5」に、H29の目標値「60.0」を「73.5」に修正する。

理由) H22の実績値が「66.5」であり、すでにH25の目標値「50.0」を上回っているため、今後は消防広域化等を実現させて、さらに充実した消防・救急体制の構築を図り、市民が安心・安全に暮らしているよう毎年、1%であるが、市民満足度の上昇を目指していきたい。

見直しの内容と理由

【個別目標①】 消防・救急体制が充実している

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
消防団員（水防団員）の充足率	%	100.0 (H18)	100.0	100.0	100.0	消防団員（水防団員）数/定数
			100.0	***	***	
消防水利の整備充足率	%	82.2 (H18)	84.1	85.5	87.4	消火活動に使用する防火水槽や消火栓の整備状況を測定するもの。
				***	***	消防水利数/消防水利の基準数
救急救命士 ^{※1} 有資格者数	人	13 (H18)	16	16 ²¹	16 ²²	高度な知識、技術をもった救急救命士の配置状況を測定するもの。
			18	***	***	
救急救命士運用者数	人	16 (H22)	16	19	19	高度な知識、技術をもった救急救命士の運用状況を測定するもの。
			16	***	***	

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> 消防団(水防団)は、自分たちの地域は自分たちで守るという精神に基づき活動する。【市民団体】 災害発生時の、消防団(水防団)の地域における重要性を理解し、団員確保に協力する。【自治会】 市民は、救急車の利用方法を正しく理解し、節度をもって利用する。【個人・家庭】 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団(水防団)に対する地域住民や事業所の理解と協力を得るため、消防団(水防団)が、地域の安心・安全を守る組織として重要な役割を果たしていることをPRする。 消防水利の整備、機器・器具の点検整備など、消防・救急体制の充実強化を図る。 消火・救急活動に備えて、高度な知識、技術をもった隊員を育成し、配置する。 医療機関や警察等の関係機関と連携を密にする。

【指標名の変更】

「消防水利の整備率」から「消防水利の充足率」に変更

理由) 内容は同じであるが、国の消防力の整備指針、国・県の年報の表現に統一するため。

【目標値の変更】

指標名「救急救命士有資格者数」の「H25」の「16」を「21」に、「H29」の「16」を「22」に変更

理由) 平成22年5月末に、普通救急自動車(2B型)を高規格救急自動車に更新し、4台すべて高規格救急自動車に整備を図ったので、同乗する救急救命士を増員する必要が生じたため。

積算根拠)

(本署) 高規格救急自動車 3台 救急救命士運用人数 13人

内訳 第1グループ救急救命士 4人(内:1人予備員)

第2グループ救急救命士 4人(内:1人予備員)

第3グループ救急救命士 4人(内:1人予備員)

日勤者 1人(予備員)

(分署) 高規格救急自動車 1台 救急救命士運用人数 6人

内訳 第1グループ救急救命士 2人(内:1人予備員)

第2グループ救急救命士 2人(内:1人予備員)

第3グループ救急救命士 2人(内:1人予備員)

※ 救急車1台に救急救命士1人の同乗とし、救急救命士の病院研修等の場合のため、各グループに救急救命士1人の予備員を置くものとする。

【指標名の追加】

「救急救命士運用者数」を追加

理由) 救急救命士の有資格者数は年々増えているが、高齢化した救急救命士は、現場部署から他の部署に配置替えを行うので、実際に、救急隊へ配属して運用する救急救命士の人数を掌握する必要が生じたため。

【実績値の確定】

・「消防団員(水防団員)の充足率」は、H22年4月1日に確定

理由) 消防年報との整合性を図るため。

・「消防水利の充足率」は、H23年2月下旬に確定

理由) 耐震性貯水槽の設置は、地下埋設のため渇水期に工事を行うため。

・「救急救命士有資格者数」は、H22年5月中旬に確定

理由) 受験者合格後の免許交付が、毎年5月中旬のため。

・「救急救命士運用者数」は、H22年5月中旬に確定

理由) 受験者合格後の免許交付が、毎年5月中旬のため。

※1 救急救命士とは、救急患者を救急車で病院に搬送するまでの間、医師の具体的、包括的指示のもとで、救急患者に対し救急救命処置を行うことができる資格を有する者。

【個別目標②】 防火対象物や危険物施設※²などの安全対策指導が徹底されている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
防火管理者※ ³ の選任率	%	66.4 (H18)	73.1	77.1	82.4	管理権原者（所有者、経営者、借受人など）の防火意識度を測定するもの。
				***	***	防火管理者選任済数/防火管理者選任義務対象物数
危険物施設の立入検査改善施設指示率	%	24.9 (H18)	20.0	15.0	0.0	危険物施設が安全に管理されているかを測定するもの。
				***	***	改善指示施設数/立入検査施設数
住宅用火災警報器の設置率	%	20.9 (H19)	50.0	60.0	70.0	市民満足度調査により測定。
			59.6	***	***	



市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> 建物管理者は、積極的に新規の防火管理者を定めるとともに、防火管理再講習に参加させ、施設の安全を守る。【企業】 住宅用火災警報器の設置など火災予防に取り組む。【個人・家庭】【自治会】 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の消防用設備の防火査察を積極的に行う。 火災予防普及啓発の充実を図る。 防火管理講習会の開催回数を充実させる。 住宅用火災警報器設置について積極的に啓発を行う。 危険物取扱事業者に対して指導を徹底する。

見直しの内容と理由

【実績値の確定】

個別目標②の2つの指標の実績値は、H23年3月31日に確定

理由) 消防年報との整合性を図るため。

【市役所の役割を追加】

- 「事業所の消防用設備の防火査察を積極的に行う。」の記述を追加理由) まちづくり評価シートとの整合性を図るため。
- 「火災予防普及啓発の充実を図る。」の記述を追加理由) まちづくり評価シートとの整合性を図るため。

※² 危険物施設とは、一定数量以上の危険物を貯蔵し、または取り扱うことのできる許可を受けた施設のこと。

※³ 防火管理者とは、消防法に基づいて、防火に関する講習会の課程を修了するなどの一定の資格を有し、かつ、その防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者。

[個別目標③] 救急・救助や消火活動において、迅速・的確に対応している

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
応急手当講習の受講者数	人	4,817 (H18)	5,300	5,600	6,100	応急手当受講者の普及状況を測定するもの。
薬剤投与救急救命士運用者数	人	7 (H21)	11	16	19	高度な技術、知識を持った薬剤投与のできる救急救命士の運用数
心拍再開率	%	13.0 (H18)	17.0	20.0	24.0	救命処置を行った心肺-呼吸停止者の心拍再開率を測定するもの。 心拍再開者数/心肺-呼吸停止者数
火災現場到着所要時間	分	7.9 (H18)	7.7	7.5	7.3	火災の覚知から現場到着までの平均所要時間を測定するもの。
救急現場到着所要時間	分	6.6 (H21)	6.5	6.4	6.3	救急の覚知から現場到着までの平均所要時間を測定するもの。

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> 積極的に応急手当の技術を身につけ、急病人・けが人が発生した時は、迅速に通報し、適切な応急手当や保護を行う。【個人・家庭】 火災発生時に迅速・的確に通報する。【個人・家庭】 火災発生時に初期消火活動や救命・救護活動を行い、地域でお互いに助け合う。【個人・家庭】 火の取り扱いに十分注意し、消火器、水バケツなどの初期消火器具を備え、取り扱いを熟知しておく。【個人・家庭】 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民に対し、応急手当などの救急対応能力を強化する啓発、支援を行う。 薬剤投与、気道確保などができる救急救命士※1を育成し、救命率向上をめざす。 速やかに火災・救急現場へ到着できるよう、通信指令の迅速化を図るとともに、地水利調査を行い、道路状況を把握する。

見直しの内容と理由

【説明の変更】

心拍再開率の「救命処置を行った心肺・呼吸停止者の心拍再開率を測定するもの。

心拍再開者数/心肺・呼吸停止者数」から「救命処置を行った心肺停止者の心拍再開率を測定するもの。心拍再開者数/心拍停止者数」に変更

理由) 心肺停止 (C P A) の傷病者は、すでに呼吸を停止しているため、表現が重なっているため。

【指標の追加】

- 「薬剤投与救急救命士運用者数」を追加

理由) 心拍再開率を向上させるためには、薬剤投与のできる救急救命士の増員が必要不可欠であるため。

- 「救急現場到着所要時間」を追加

理由) 火災現場到着所要時間では、年間の出動件数が、約30～40件と少なく、現場の遠近件数により年平均値の変動があるので、出動件数が多い救急を追加した方が正確な値を検証でき、併せて、国の統計と比較できるため。

【実績値の確定】

個別目標③の5つの指標の実績値は、H22年12月31日に確定

理由) 消防年報との整合性を図るため。

※1 救急救命士とは、救急患者を救急車で病院に搬送するまでの間、医師の具体的、包括的指示のもとで、救急患者に対し救命処置を行うことができる資格を有する者。

柱 3 快適で便利な日常生活の確保

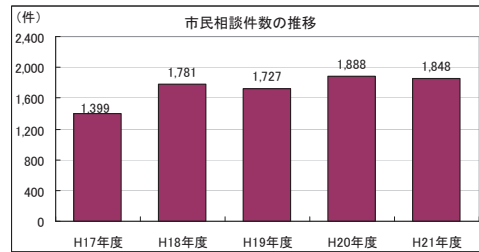
— 市民生活 —

■ 現状と課題

近年の情報通信技術等の著しい発展により、市民生活の利便性は向上していますが、一方では、悪徳商法・悪質商法、架空請求、振り込め詐欺といった消費生活に関する問題が発生しています。また、外国人住民の増加などにより、窓口サービスの利便性の向上や新たな市民サービスが求められています。住民異動届や各種証明書等の交付申請手続きにおいて、繁忙期等は窓口が混雑しており、窓口サービスの利便性の向上や新たな市民サービスが求められています。

江南市においても、消費生活の問題や被害及び個人的な悩みごとやトラブルなどを早期に解決するため、専門的知識をもった相談員による各種市民相談・各種相談員による市民相談を行っています。また、外国人登録者数や戸籍謄抄本、住民票などの交付件数は増加傾向にあるため、住民異動手続き等における窓口緩和の対策を検討し、早くて便利な窓口サービスが必要となっています。他方で、市内の公共交通による移動をより便利なものにするため、「いこまいCAR（定期便・予約便）※2」を運行していますが、まだ空白地域があります。利用者が少なく、いかに市民の足として利用してもらうかが課題となっています。

今後は、消費生活に関する被害から市民を守るため、相談窓口及び市民への教育・啓発活動の充実や、窓口サービスの利便性を向上するため、よりよいサービス提供手法を導入することが求められています。また、市独自の公共交通システムである「いこまいCAR（定期便・予約便）」による空白地域の解消が求められています。と既存の路線バス等をあわせた市内公共交通全体の利用促進を図っていく必要があります。



(資料:市民課市民サービス課)

■ 10年後の地域のすがた

市役所では、正確で早くて便利な窓口サービスが提供されている。市民は消費生活に関する講座・相談などに積極的に参加することにより、日常生活に役立つ知識を得ている。また、市民の足が確保され、地域活動に参加しやすくなっている。

その結果、市民は快適で便利な日常生活を送っている。

■ 市役所の使命

専門的な知識を持った行政・法律相談員・弁護士、消費生活相談員、消費者団体などによる生活相談・市民相談を充実させるとともに、消費生活に関する問題や被害を防止するためのため、消費者団体等とともに啓発活動を行う。

窓口サービスの効率化と顧客満足度の向上をめざし、休日などでも利用できる窓口体制の整備、外国語を話せる人材の恒久的配置などに取り組む。

「いこまいCAR」の空白地域への運行拡大などにより、市独自の公共交通システムである「いこまいCAR（定期便・予約便）」と既存路線バス等の存続を図りながら、「いこまいCAR（定期便・予約便）」とともに公共交通システムの充実を図る。

見直しの内容と理由

【課題と現状】

- ・「悪徳商法」を「悪質商法」に修正。
理由) 現在は、悪質商法に統一されている。
- ・「外国人住民の増加などにより、・・・や新たな市民サービス」を「住民異動届や各種証明書等の交付申請手続きにおいて、繁忙期等は窓口が混雑しており、」に修正。
理由) 外国人登録者や各種証明交付件数が減少傾向にあるため、語句変更。
- ・「消費生活の問題や被害」の次に「及び個人的な悩みごとやトラブルなど」を追加し、「相談員による各種市民相談」を「各種相談員による市民相談」に修正。
理由) 市民相談は、消費生活相談だけでなく、法律相談や人権相談など種々あるため。
- ・「外国人登録者数や戸籍謄抄本、住民票などの交付件数は増加傾向にあるため」を「住民異動手続き等における窓口緩和の対策を検討し」に修正。
理由) 外国人登録者や各種証明交付件数が減少傾向にあるため、語句変更。
- ・「便利なものにする」の前に「より」を追加し、「いこまいCAR」の後に「(定期便・予約便)」を追加し、「空白地域があります」を「利用者が少なく、いかに市民の足として利用してもらうことが課題となります」に修正。
理由) 空白地域解消のため、いこまいCAR（予約便）が運行されたため。
- ・「公共交通システム」の前に「市独自の」を追加し、「いこまいCAR」の後に「(定期便・予約便)」を追加し、「による空白地域の解消が求められています」を「と既存の路線バス等をあわせた市内公共交通全体の利用促進を図っていく必要があります」に修正。
理由) 予約便の新設及び既存路線バス等を活用し、市内公共交通を検討するため。

【10年後の地域のすがた】

- ・「早くて」の前に「正確で」を追加。

【市役所の使命】

- ・「行政・法律相談員」を「弁護士、消費生活相談員」に修正し、続く「消費者団体」を削除し、「生活相談」を「市民相談」に修正し、「ための」を「ため、」に修正し、その後に「消費者団体等とともに」を追加。
理由) 相談員の表記が曖昧であり、消費者団体は相談を行わないため。
- ・「配置など」の前に「恒久的」を追加。
- ・「いこまいCAR」の空白地域への運行拡大などにより」を「市独自の公共交通システムである「いこまいCAR（定期便・予約便）」と既存路線バス等の存続を図りながら、」に修正。
理由) 路線バスを基幹とし、「いこまいCAR（定期便・予約便）」で補完する形の公共交通システムを目指しているため。

【欄外※2】追加修正

- ・いこまいCARには、定期路線で運行するコミュニティ・タクシーの「定期便」と、利用日前に予約するデマンド・タクシーの「予約便」がある。
理由) 空白地域対策のため、平成19年10月から「予約便」が試行運行されたため。

※2 いこまいCARとは、市民が地域社会に積極的に参加しやすくするために、市内移動の交通手段として、市役所が平成14年1月から運行しているコミュニティ・タクシー。「いこまいCAR」には、定期路線で運行するコミュニティ・タクシーの「定期便」と、利用日前に予約するデマンド・タクシーの「予約便」がある。

■ 成果目標と役割分担

見直しの内容と理由

[全体目標] 市民が日常生活に困ることなく便利に暮らしている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
迅速かつ適切に行政サービスを受けていると感じる市民の割合	%	26.3 (H18)	40.0	60.0	80.0	市民満足度調査により測定。
			46.5	***	***	

[個別目標①] 専門家による相談を受け安心して暮らしている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
消費生活講座※ ¹ の受講者数	人	166 (H18)	200	220	240	消費生活講座を受け、知識を得ている状況を測定するもの。
相談を受けて、悩みごとが解消した割合(消費者相談)	%	75.0 (H19)	80.0	85.0	90.0	消費者相談をして、安心感をもった人の数を測定するもの。
相談を受けて、悩みごとが解消した割合(弁護士などの専門家による相談)	%	66.7 (H19)	70.0	75.0	80.0	弁護士などに相談して安心感をもった人の数を測定するもの。
				***	***	

【個別目標①の実績値】

消費生活講座の受講者数……H23. 3.31に確定

相談を受けて、悩みごとを解消した割合

(消費生活相談) ……H23. 5.31に確定

(弁護士などの専門家による相談) ……H23. 5.31に確定



市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識をもった行政・法律相談員、消費者団体などに積極的に相談し、知識を習得する。【個人・家庭】 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報センターの総合相談コーナーを活用して、幅広い相談・苦情に対応する。 ・市広報、ホームページなどで消費生活に関する啓発を行う。 ・自立した消費者を育成するため、消費生活講座などを開催する。

※¹ 消費生活講座とは、商品・サービスの契約、金融、保険、環境や食料問題など、消費生活に関わるさまざまなテーマについて、専門の講師を招き開催する講座のこと。

【個別目標②】 身分等が正確に記録・管理され、市民は窓口サービスを迅速に受けている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
戸籍訂正の件数	件	87 (H18)	80	60	50	戸籍記録の正確性を測定するもの。
			***	***	***	
正確で早くて便利な窓口サービスを受けていると感じる市民の割合	%	94.5 (H19)	95.0	96.0	97.0	窓口利用者アンケート調査により測定。
			***	***	***	

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> 届出期間の定めがある場合は、その期間を守る。【個人・家庭】 各種届出・申請の際には、本人確認ができる身分証明書を持参する。【個人・家庭】 	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍事務を正確に記録し管理する。 誰でも早くて便利に登録・証明事務に対応できるよう、コンピュータ化を図る。住民基本台帳事務を正確に記録し管理する。 休日・夜間でも証明書の発行ができる体制を整える。 外国人登録を正確に記録し管理する。 外国人登録の際には、受けられるサービスについての案内をする。

【関連する項目】

- IV教育分野《柱4文化・交流》個別目標③世界平和の重要性が認識され、在住外国人も安心して暮らしている(P-135)

見直しの内容と理由

【個別目標②の実績値】

戸籍訂正の件数……H23. 5.31に確定

正確で早くて便利な窓口サービスを受けている市民の割合……H23. 3.31に確定

【市役所の役割】

- 「誰でも早くて便利に登録・証明事務に対応できるよう、コンピュータ化を図る。」を削除し、「住民基本台帳事務を正確に記録し管理する。」を追加。
理由) コンピュータ化完了のため。

【個別目標③】 市民の足が確保できている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
誰もが公共交通により市内の必要な場所に行くことができ、便利に暮らしていると感じる市民の割合	%	19.5 (H18)	80.0 25.0	80.0 30.0	80.0 35.0	市民満足度調査により測定。
			24.6	***	***	

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> 積極的に公共交通機関を利用する。【個人・家庭】 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の存続のための意識啓発に努める。 路線バス会社に対して、路線の新設・増発やコースの変更を要望する。 市が推進しているコミュニティ・タクシー運行事業の空白地域の解消に努める。いこまい CAR(定期便・予約便)の利用促進を図りながら、市内全体の公共交通に関する検討を行う。

【関連する項目】

- I 生活環境、産業分野《柱4産業振興・雇用就労》個別目標①魅力ある商工業の成長により、活気のある地域社会になっている(P-59)
- II 健康、福祉分野《柱1高齢者福祉》個別目標②高齢者が在宅で安心して暮らしている(P-72)
- III 都市生活基盤分野《柱1市街地整備》個別目標②魅力的で快適な市街地が整備され、多くの市民で賑わっている(P-96)

【個別目標③の目標値】

・H22 「80.0」を「25.0」、H25 「80.0」を「30.0」、H29 「80.0」を「35.0」に修正。

理由) 22年度に実施された満足度調査の数値が24.6%であり、各年度の目標値80.0%は実現不可能な数値であるため、目標値を修正するもの。

【市役所の役割】

- 「コミュニティ・タクシー運行事業の空白地域の解消に努める」を「いこまい CAR(定期便・予約便)」の利用促進を図りながら、市内全体の公共交通に関する検討を行う。」に修正。
理由) 平成19年10月から空白地域解消のため、「いこまい CAR(予約便)」の運行を始めたため。

柱 4 生活産業の活性化・雇用就労と 商工農業の振興

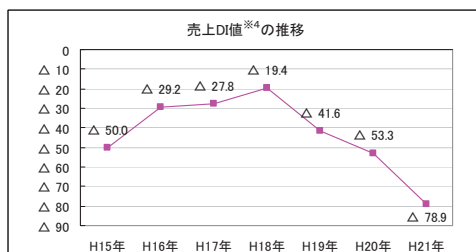
— 産業振興・雇用就労 —

■ 現状と課題

グローバル化^{※1}、情報化の進展により、産業構造は第一次、第二次産業が衰退しサービス業が増加するとともに、地域で経済的に自立するためにも、コミュニティビジネス^{※2}への気運が広がっています。また、女性の社会進出や非正社員の増加により、若年者、中高年齢者への就業支援が高まってきています。観光ニーズも多様化傾向にあり、新たな観光資源の発掘が求められています。

江南市においても、中心市街地の商店街は活気を取り戻せず、地場産業のインテリア織物を始めとする製造業も衰退し産業も停滞し、農業従事者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地が増加し、農業施設も老朽化が深刻になっています。そのような中、新たな産業としてのコミュニティビジネスやベンチャー^{※3}起業への支援施策は、はじまったばかりです。また、若年者、中高年齢者の就業ニーズが高まりを見せ、雇用の場の確保が課題となっています。観光の振興については、観光資源のネットワーク化を図り、情報の共有を図るとともに観光土産品や特産品などを活かした情報発信も必要となっています。

このようなことから、市民の生活が地域で支えられ、雇用の場も確保されて、地域全体が活気あるまちとなるよう、地域の産業を支援することがと共に、企業立地への取組も求められています。また、耕作放棄地対策やさまざまな観光資源を活かした活用した情報の発信振わいある観光まちづくりが求められています。



(資料:事業所景況調査)

■ 10年後の地域のすがた

地域の産業が活性化し、雇用の場も確保されて、市民が安定した生活を送っている。地域に認定農業者^{※5}が増えて、耕作が積極的に行われている。また、観光ルートが整備され、魅力あふれる地域社会が形成されている。

その結果、生活産業^{※6}が地域で支えられ、経済的に自立した、活力あふれる、住みやすいまちとなっている。

■ 市役所の使命

地域全体が活力あるまちになるよう、産業の振興、商工農業者への支援、コミュニティビジネスやベンチャーの起業支援などを積極的に推進する。

関係機関と連携を図り、就労場所の確保のための情報提供の啓発などを推進する。また、観光資源を活用したイベントを開催し、観光PRと観光客の誘致を図る。

見直しの内容と理由

【現状と課題】

- ・製造業の衰退を削除
理由) 製造品出荷額等は伸びており、製造業全体が衰退しているとは言えないため。
- ・農業施設の老朽化を追加
理由) 施設整備完了後、約35年が経過し、老朽化による修繕が今後増加する傾向にあるため。
- ・観光の振興について内容を変更
理由) 単なる観光情報の共有のみでなく、観光情報の発信も課題として設定する必要があるため。
- ・企業立地への取組を追加
理由) 地域全体が活気あるまちとなるためには新規に企業立地も必要であるため。
- ・耕作放棄地対策を追加
理由) 農業従事者の減少により、耕作放棄地が増大しているため。
- ・賑わいある観光まちづくりに変更
理由) 観光資源を活用した情報発信のみではなく、観光まちづくりも対応策としての設定する必要があるため。

※1 グローバリゼーションとは、経済などのシステムが国を超えて世界的なものになる動き。

※2 コミュニティビジネスとは、高齢者介護、子育て支援、環境保全、生涯学習、地域の活性化などに関する地域の課題を、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で解決していこうとする取り組み。

※3 ベンチャーとは、起業して新しい領域の事業を行う企業やビジネスのこと。一般に、独自の技術や商品をもって新ビジネスに取り組み、成長初期の中小企業を指す。

※4 DI値とは、Diffusion Index 値の略で、景気の動きをとらえる指標。売上・採算・業況などの各項目に関するヒアリングにより算出するもので、ゼロを基準として、景気が上向き傾向である回答の割合が多い場合はプラス、景気の下向き傾向を表す回答が多い場合はマイナスの値となる。

※5 認定農業者とは、農業経営の改善に関する目標等を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者のこと。

※6 生活産業とは、「生活者」の視点から、生活を便利に快適にするための商品やサービスを提供する産業のこと。

■ 成果目標と役割分担

見直しの内容と理由

[全体目標] 生活産業などが活性化し、地域に雇用の場が確保され、活力あふれる、住みよいまちとなっている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
生活産業が活性化し、住みよいまちであると感じる市民の割合	%	47.4 (H19)	48.0	49.0	50.0	市民満足度調査により測定。
			45.8	***	***	
市内に雇用の場があり、活力あふれるまちであると感じる市民の割合	%	16.6 (H19)	20.0	24.0	30.0	市民満足度調査により測定。
			15.4	***	***	

[個別目標①] 魅力ある商工業の成長により、活気のある地域社会になっている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
魅力ある商店街が形成されており、便利に買い物できると感じる市民の割合	%	21.8 (H18)	23.0	25.0	28.0	市民満足度調査により測定。
			23.8	***	***	
商品販売額	億円	1,802 (H16)	1,802	1,802	1,802	小売商業の活況さを測定するもの。
				***	***	
製造品出荷額	億円	1,602 (H17)	1,602	1,602	1,602	地域工業の活況さを測定するもの。
				***	***	
売上D I 値	%	△19.4 (H18)	△16.0	△12.0	△8.0	商工業者の景気動向を測定するもの。
				***	***	

【指標の実績値】

- ・商品販売額
22年度実績は、平成23年3月確定
- ・製造品出荷額
22年度実績は、平成23年3月確定
- ・売上D I 値
22年度実績は、平成23年3月確定

【市役所の役割】

- ・起業支援の対象について見直し
理由) 起業支援については、ベンチャーに特化したような表現ではなく、広く起業を支援する方針が必要である。

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・市内での購買を増やし、地域産業に関するイベントや事業に参加する。【個人・家庭】 ・魅力ある事業所づくりに努める。【企業】 ・江南駅周辺を始めとする市内の商店街において、市民生活の利便性を高めるための方策を、市役所と知恵を出し合い検討を行う。【企業】 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携を図り、既存の生活産業への支援を積極的に推進する。 ・ベンチャーの起業者に対しなどの起業を目指す者に対し、起業相談や情報提供などの支援を行う。 ・中小規模の商工業者への金融支援を充実する。 ・企業立地を促進する。 ・江南駅周辺を始めとする市内の商店街において、市民生活の利便性を高めるための方策を、市民と知恵を出し合い検討を行う。

【関連する項目】

- I 生活環境、産業分野《柱3市民生活》個別目標③市民の足が確保できている(P-57)
- III 都市生活基盤分野《柱1市街地整備》個別目標②魅力的で快適な市街地が整備され、多くの市民で賑わっている(P-96)

【個別目標②】 コミュニティビジネス※1が活発に起業され、地域のニーズに合ったサービスが地域で供給されている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
コミュニティビジネスを展開している事業所数	所	不明 (H19)	▲	▲	▲	コミュニティビジネスの活況さを測定するもの。
				***	***	
起業家からの相談件数	件	0 (H18)	10	20	30	コミュニティビジネスに関するPRを積極的に行った効果を測定するもの。
				***	***	

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティビジネスによる地域課題の解決を探る。【個人・家庭】 ・コミュニティビジネスを活用する。【個人・家庭】 ・コミュニティビジネスを展開する。【市民団体】【企業】 ・金融機関が率先してコミュニティビジネスを育てていく。【企業】 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティビジネスの起業に対して、情報提供や相談などの支援を積極的に行う。 ・コミュニティビジネスを活性化させるため、市民へのPRなどを積極的に行う。

【関連する項目】

- V経営、企画分野《柱1地域経営》個別目標①市民が地域社会の担い手になっている(P-138)

【個別目標③】 地域に雇用の場が確保され、いきいきと働いている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
職業紹介による就職者数	人	258 (H18)	350	420	510	就労機会に関する情報提供の成果を測定するもの。
地域に雇用の場が確保され、十分な状態であると感じる市民の割合	%	7.2 (H18)	10.0	15.0	20.0	市民満足度調査により測定。
			8.3	***	***	
すいとびあ江南利用者数	人	146,263 (H18)	160,000	174,000	188,000	すいとびあ江南が、勤労者のくつろぎとやすらぎの場となっているかを測定するもの。
				***	***	

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識や技術の習得など、自ら就業のための努力をする。【個人・家庭】 ・雇用の場を創出し、地域に密着した企業活動を行う。【企業】 ・良好な就労環境を確保する。【企業】 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、企業に対し、雇用情報の提供や勤労者福祉の充実を図るよう啓発する。勤労者の雇用の安定と福祉の充実を図る。 ・若年者や高齢者などへの就労対策を実施する支援を行う。 ・すいとびあ江南が、勤労者のくつろぎとやすらぎの場となるよう、施設及びサービスの充実を図る。

見直しの内容と理由

【指標の実績値】

- ・コミュニティビジネスを展開している事業所数
22年度実績は、平成23年4月確定
- ・起業家からの相談件数
22年度実績は、平成23年4月確定

【市民の役割】

- 「市民団体」を追加
理由) 営利企業のみならずNPOもコミュニティビジネスの担い手として重要な存在である。

【指標の実績値】

- ・職業紹介による就職者数
22年度実績は、平成23年4月確定
- ・すいとびあ江南利用者数
22年度実績は、平成23年5月確定

【市役所の役割】

- ・企業に対しを削除
理由) 企業に限定せず、勤労者への支援の充実を図ることとする。
- ・就労対策を支援に変更
理由) より適切な表現に改める。
- ・サービスを追加
理由) 施設管理に加え、サービス水準の向上も重要なことである。

※1 コミュニティビジネスとは、高齢者介護、子育て支援、環境保全、生涯学習、地域の活性化などに関する地域の課題を、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で解決していこうとする取り組み。

【個別目標④】 農業用施設が常時利用でき、農業従事者が安心して農業に従事している

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
畑地かんがい用水などの修理件数	件	255 (H18)	240	240	240	農業用施設の老朽化の度合いを測定するもの。
認定農業者※ ² 数	人	45 (H18)	50	53	57	農地への作付けの状態を測定するもの。
耕作放棄地の面積	ha	208 (H17)	190	170	150	農地が有効利用されている状態を測定するもの。
J A出荷額	千円	312,000 (H18)	312,000	312,000	312,000	農業生産の状態を測定するもの。

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> 農地の所有者は、農作物の作付け、花の植栽など、農地が荒廃しないよう有効利用を図る。【個人・家庭】 農業用施設を適正な方法で、また、適正な用途のために利用する。【個人・家庭】 地域ごとに農地の利用が図られているか農地パトロールを実施する。【自治会】 積極的に地産地消を実践する。【個人・家庭】【企業】 	<ul style="list-style-type: none"> J A愛知北と連携を図り、担い手のある農家へ農地の集積を促進する。 市民の要望に対応し、市民菜園を拡大する。 農業まつり 市民農産物秋の収穫祭を開催し、江南産農産物をPRし、地産地消※³を推進する。 新しい担い手の発掘と後継者の育成を図る。 農業用施設の適正な管理に努め、農業用水の安定供給を確保する。 用排水路を計画的に整備する。

見直しの内容と理由

【指標の実績値】

- 畑地かんがい用水などの修理件数
22年度実績は、平成23年3月確定
- 認定農業者数
22年度実績は、平成23年3月確定
- 耕作放棄地の面積
22年度実績は、平成23年3月確定
- J A出荷額
22年度実績は、平成23年4月確定

【市民の役割】

自治会の農地パトロールを削除
理由) 農地パトロールについては、自治会の役割とは言えないため。
地産地消の実践を追加
理由) 地産地消については、個人・家庭・企業によるところが大であるため、

【指標の実績値】

- 観光客数
22年度実績は、平成23年5月確定
- イベントボランティア参加者数
22年度実績は、平成23年4月確定

【市役所の役割】

- 地域資源を観光資源に観光地づくりを観光まちづくりに変更
理由) 字句の統一を図る。

【個別目標⑤】 市民は地域の観光資源に親しみ、多くの観光客が訪れて、地域が活性化している

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
多くの観光客で賑わい、観光の振興が十分な状態であると感じる市民の割合	%	27.3 (H18)	28.0	29.0	30.0	市民満足度調査により測定。
観光客数	人	931,000 (H18)	937,000	943,000	950,000	市の魅力と知名度の高まりを測定するもの。
イベントボランティア参加者数	人	440 (H18)	480	500	550	イベントにおける市民と市役所の協働の度合いを測定するもの。

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> 観光資源を大切に、活用を促進する。【個人・家庭】【市民団体】 積極的にイベントや交流活動に参加または参画する。【個人・家庭】【市民団体】 おもてなしの心をもち、観光客と交流を図る。【個人・家庭】【市民団体】 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい地域資源新たな観光資源の開発とネットワーク化を図り、関係機関と連携しながら魅力ある観光地づくり観光まちづくりを行う。 市民・企業・市役所の連携による観光事業の展開を推進する。 観光案内標識などを整備する。

※² 認定農業者とは、農業経営の改善に関する目標等を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者のこと。

※³ 地産地消とは、「地域生産ー地域消費」を略した言葉で、地域で生産されたものを地域で消費すること。

柱5 自然と調和した快適な生活環境の確保

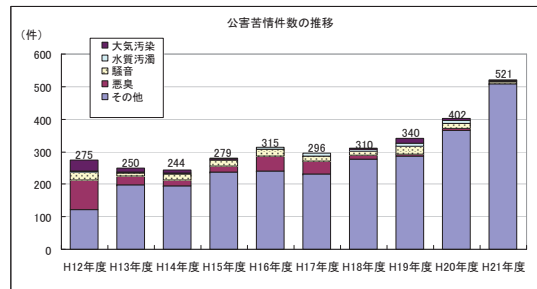
— 環境保全 —

■ 現状と課題

京都議定書^{※1}の発効により、温室効果ガス^{※2}の削減が急務となっています。また、循環型社会^{※3}の構築が必要とされていますが、社会経済の中で大量生産、大量消費、大量廃棄が依然として続いており、廃棄物の不法投棄などが社会的問題になっています。

江南市においては、地球温暖化防止のための取り組みは活発ではなく、市役所において温暖化対策の実行計画が策定され、一部市民の間にクリーンエネルギーの導入が図られているが、十分ではなく、また、生活環境の苦情は多種・多様化しており、雑草苦情の増加、また、屋外燃焼行為の苦情についても依然として寄せられており、生活環境を損なわないための意識の向上及び迅速な対応が課題となっています。

地球温暖化防止については、地球規模の問題であり、市が独自にできることは限られていますが、市民一人ひとりが環境への加害者・被害者であることを自覚する必要があります。省エネ、省資源、自然環境保全、環境監視などの取り組みにおいて、市民・企業・市役所の協働による幅広い対応が求められています。



(資料:環境課)

公害苦情件数の内訳

区分		年度										
		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
公害の苦情件数 法律で定められた	大気汚染	35	13	8	2	2	1	3	13	6	2	
	水質汚濁	3	3	5	4	6	10	5	11	8	3	
	土壌汚染	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
	騒音	23	9	17	17	21	14	13	24	17	7	
	振動	0	0	2	2	3	4	5	1	3	1	
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	悪臭	93	28	20	19	44	41	13	7	6	1	
	小計	155	53	52	44	77	70	39	56	40	14	
上記以外の苦情件数		120	197	192	235	238	226	271	284	362	507	
合計		275	250	244	279	315	296	310	340	402	521	

※上記以外の苦情の内容は、雑草、飼犬のふん害、屋外燃焼行為(畑等)など。(資料:環境課)

見直しの内容と理由

【現状と課題】

- 地球温暖化防止の取り組みの記述を修正

理由) 平成20年度より江南市地球温暖化対策実行計画を推進していること及び、市民の間に太陽光発電システムの導入が図られているが充分とはいえない。(時点修正)

- 生活環境の苦情の記述を修正

理由) 雑草・屋外焼却の苦情が多いため、生活環境を損なわないための意識の向上を図るため(時点修正)

- 環境監視の記述を付加

理由) 温暖化防止対策として、市民・企業・市役所の協働による環境監視に取り組む必要があるため。(時点修正)

※1 京都議定書とは、平成9年12月に京都で開かれた地球温暖化防止国際会議で採択された、温室効果ガスの削減目標についての国際的取り決めのこと。平成17年2月に発効。

※2 太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー(赤外線)が放出される。その熱エネルギーが大気中に存在する特定の微量気体によって吸収されることにより、大気温度が上昇する。このような作用をする大気中の微量気体を総称して温室効果ガスと呼ぶもので、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがある。

※3 循環型社会とは、環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリサイクル、リユースに配慮したシステムを有する社会のこと。わが国では、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる循環型社会形成推進基本法が平成12月6日に制定された。

見直しの内容と理由

10年後の地域のすがた

自然と調和した快適な生活環境をめざし、公害苦情の少ないまちづくりが積極的に推進されている。また、地球温暖化防止のため、クリーンエネルギー※4の導入が進み、市民の省エネ、省資源への意識が向上し、環境保全がされている。

その結果、環境負荷の少ない生活環境が確保され、市民が安心して快適に暮らしている。

市役所の使命

環境負荷の少ない生活環境を確保するため、積極的な啓発、パトロールを実施し、迅速かつ適切な対応により問題解決に努める。また、市民・NPO※5・企業などと協働で、省エネ、省資源、自然環境保全、環境監視などの幅広い取り組みをいっそう進め、市民の意識向上に向け啓発、活動支援を積極的に行い、循環型社会の構築を推進する。

成果目標と役割分担

【全体目標】 自然と調和した快適で、環境負荷の少ない生活環境が保全され安心して生活している

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
日ごろから省エネや省資源など環境に配慮して生活している市民の割合	%	49.3 (H18)	51.7	80.0 53.5	82.0 55.9	市民満足度調査により測定。
			77.8	***	***	
水質汚濁・騒音・悪臭など公害のない快適な環境で生活していると感じる市民の割合	%	51.5 (H18)	52.6	63.0 53.5	65.0 54.7	市民満足度調査により測定。
			60.6	***	***	

【市役所の使命】

- 環境監視の記述を付加

理由) 温暖化防止対策として、市民・企業・市役所の協働による環境監視に取り組む必要があるため。
(時点修正)

【目標値】

- 日ごろから省エネや省資源など環境に配慮して生活している市民の割合

平成25年度 80%

平成30年度 82%

理由) 平成22年4月に実施した市民満足度調査により、77.8%の人がそう思う、どちらかといえばそう思うと回答しており、一定の成果が上がっている。(時点修正)

- 水質汚濁・騒音・悪臭など公害のない快適な環境で生活していると感じる市民の割合

平成25年度 63%

平成30年度 65%

理由) 平成22年4月に実施した市民満足度調査により、60.6%の人がそう思う、どちらかといえばそう思うと回答しており、一定の成果が上がっている。(時点修正)

※4 クリーンエネルギーとは、環境への影響がより少ないエネルギーのこと。太陽エネルギーや風力エネルギーなどの自然エネルギーや、電力、LNG(液化天然ガス)などの二次エネルギーがあげられる。

※5 NPOとは、Non-Profit Organizationの略。営利を目的とせず、社会的な使命の達成を目的に、公益活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進法(NPO法)により認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)をいう。

【個別目標①】 環境保全の意識が高まり、環境負荷の少ない生活・活動を営んでいる

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
環境保全活動を行っている市民の割合	%	64.1 (H19)	66.0 54.4	68.0 ***	70.0 ***	市民満足度調査により測定。
市民1人当たりの二酸化炭素排出量(炭素換算)	t.c/ 人年	1.60 (H17)	1.32	1.32 ***	1.32 ***	温暖化の原因となる二酸化炭素排出量を測定するもの。
合併処理浄化槽設置数	基	4,200 (H18)	5,600	6,700 ***	8,100 ***	生活雑排水による水質汚濁を防止するための合併処理浄化槽の数を測定するもの。



市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> 生活排水対策として水切ネットの利用、合併処理浄化槽を設置するなど、水質浄化に努める。【個人・家庭】 化石燃料の消費により、温室効果ガス^{※1}が排出され地球温暖化が進んでいるという状況を市民一人ひとりが認識する。【個人・家庭】【企業】 環境家計簿を活用するなど、環境に配慮したライフスタイルを取り入れる。【個人・家庭】 クリーンエネルギーの導入普及、省エネ、省資源の徹底を図り、温室効果ガスの削減に努める。【個人・家庭】【企業】 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システム^{※2}のクリーンエネルギー^{※2}の導入推進の啓発等強化を図る。 二酸化炭素の排出量が把握でき、地球温暖化防止に寄与する環境家計簿の活用の啓発を推進する。 生活排水対策の情報を市民に発信し、イベント開催の折にも積極的に啓発を図る。公共下水道の整備後は速やかな接続、合併処理浄化槽設置者への補助を継続し、水質汚濁の防止に努める。 環境に対する理解を深めるため、環境教育の充実に努める。

【関連する項目】

- III都市生活基盤分野《柱4下水道》個別目標②下水道が整備され、生活環境が向上している(P-106)

見直しの内容と理由

平成22年度実績

市民1人当たりの二酸化炭素排出量 平成23年12月

合併処理浄化槽設置基数 平成23年4月

【市役所の役割】

- ・1段目の記述を修正
理由) クリーンエネルギーは太陽光発電システムだけではないため(時点修正)
- ・1項目追加
理由) 環境保全意識を高揚させるためには、環境教育を位置づける必要があるため。(時点修正)

※1 太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー(赤外線)が放出される。その熱エネルギーが大気中に存在する特定の微量気体といった吸収されることにより、大気温度が上昇する。このような作用をする大気中の微量気体を総称して温室効果ガスと呼ぶもので、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがある。

※2 クリーンエネルギーとは、環境への影響がより少ないエネルギーのこと。太陽エネルギーや風力エネルギーなどの自然エネルギーや、電力、LNG(液化天然ガス)などの二次エネルギーがあげられる。

【個別目標②】 公害苦情等が少なく、生活環境が保全され快適な生活を送っている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
公害苦情件数	件	310 (H18)	263	244	218	公害苦情が減っているかを測定するもの。
河川水質の環境基準達成項目数 PH(水素イオン濃度) BOD(生物化学的酸素要求量) SS(浮遊物質) DO(溶存酸素量)	項目	木曾川全項目 日光川3項目 (H18)	全項目	全項目	全項目	市内河川の水質が良好であることを測定するもの。
大気中の窒素酸化物の量	ppm	二酸化窒素0.027 (H18)	→	→	→	大気の汚染状況を測定するもの。

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> 環境問題の被害者であると同時に加害者でもあるという意識をもって行動する。【個人・家庭】【企業】 土地所有者は、害虫、枯草火災の要因につながる雑草を除去し、土地の適正な管理に努める。【個人・家庭】【企業】 河川、水路、側溝の清掃活動に積極的に参加する。【個人・家庭】【自治会】 排水浄化施設の整備を図り、定期的な水質調査を実施し、水質汚濁の防止に努める。【企業】 	<ul style="list-style-type: none"> 市民、企業に対し、環境保全についての意識向上を図るため、積極的な啓発、パトロールを実施し、環境保全の推進に努める。また、市民、企業、市役所が協働して環境保全施策を推進する。 定期的なパトロールを実施し、迅速な対応と対策を推進する。 近隣市町との連絡を密にし、的確な公害行政に努める。 県などの関係機関との連携を図り、監視・指導に努める。 河川の水質向上に向け下水道整備等の推進を図る。

【関連する項目】

- Ⅲ都市生活基盤分野《柱4下水道》個別目標②下水道が整備され、生活環境が向上している(P-106)

■ 関連する個別計画

- 江南市環境基本計画 (H14～H23)
- 地球温暖化対策実行計画 (H20～H24)

見直しの内容と理由

平成22年度実績

公害苦情件数 平成23年4月

木曾川・日光川の水質 平成23年4月

大気中の窒素酸化物の量 平成23年7月

【市役所の役割】

- ・ 1項目追加

理由) 河川等の水質を保全するため、市の役割を追加。

柱 6 ごみ減量と適切な処理の推進

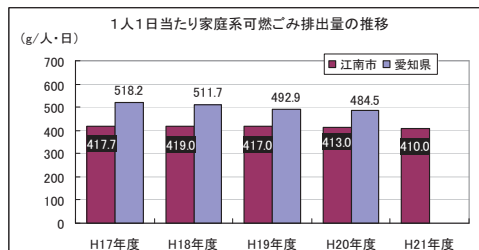
— ごみ減量・処理 —

■ 現状と課題

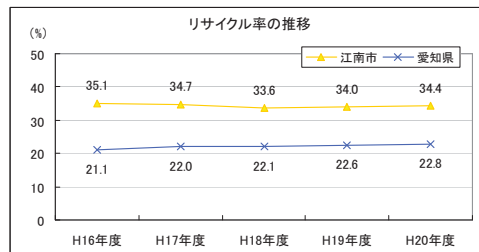
循環型社会^{※1}形成の実現のため、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の必要性を再認識し、排出されたごみについては、適正な収集、運搬、処分が行われ、地域全体でごみ減量やリサイクルに取り組んでいくことが求められています。

江南市においては、県下でもいち早くごみ減量対策に取り組んできたため、リサイクル率は全国的に見ても高い水準を維持しており、**平成18年度**の1人1日当たりの家庭系可燃ごみの排出量は**419.0g**で、他市町と比較して低くなっていますが、**ここ数年は増加減少傾向にあるものの、今後のリサイクル事業などを進めるうえで、分別指導員などの人材育成に取り組み、ごみ減量の推進を進めます。**また、江南丹羽環境管理組合^{※2}の焼却施設が老朽化しているため、広域化による**焼却施設の建設が求められています。****新焼却処理施設建設の実現に向けて取り組みを進めています。**

このようなことから、ごみに対する意識改革を提起することにより、市民・企業・市役所が協働で、ごみ減量に取り組んでいくことが求められています。



※平成18年度の愛知県の排出量は未発表(資料:環境課)



※平成18年度の愛知県のリサイクル率は未発表(資料:環境課)

見直しの内容と理由

【現状と課題】

- 9～14行目
 - データの内容変更
理由) データにより減少状態になっているため。(時点修正)
- 16～18行目
 - 焼却施設の建設の記述を修正
理由) 現時点で進められている内容に記載(時点修正)

10年後の地域のすがた

循環型社会形成の意識が定着し、ごみ減量「57(コウナン)運動」^{※3}が市民・企業・市役所の協働により、地域全体で取り組まれている。

その結果、市民1人当たりのごみ排出量が減少し、快適で衛生的な生活環境のもとで、市民が安心して暮らしている。

市役所の使命

地域のごみ減量を推進するための意識啓発、組織や人の育成、活動支援を行い、適正な分別リサイクルを行う。また、ごみ焼却施設、し尿処理施設及び火葬施設については、適正で効率的な運営に努める。

※1 循環型社会とは、環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリサイクル、リユースに配慮したシステムを有する社会のこと。わが国では、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる循環型社会形成推進基本法が平成12年6月に制定された。

※2 江南丹羽環境管理組合とは、昭和42年2月に江南市・丹羽郡大口町・丹羽郡扶桑町により、ごみ処理施設の設置及び維持管理に関する事務を共同処理する目的として設立された一部事務組合(地方自治体等が、団体の事務の一部を共同で処理するために設ける地方公共団体の組合)のこと。

※3 ごみ減量「57(コウナン)運動」とは、江南丹羽環境管理組合(環境美化センター)の焼却場を延命使用していくため、平成10年2月より、ごみ減量、分別リサイクルの推進を展開している運動のこと。

成果目標と役割分担

【全体目標】 **ごみ減量やリサイクルを取り入れた生活環境が実現し、市民が安心して暮らしている**

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
ごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合	%	64.0 (H18)	66.0 75.8	68.0 78.0	70.0 80.0	市民満足度調査により測定。

【個別目標①】 **リサイクルが進み、市民が出す可燃ごみ量が減っている**

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
市民1人1日当たりの家庭系可燃ごみ排出量	g	419 (H18)	396	394 ***	394 ***	家庭系可燃ごみ排出量が減っているかを測定するもの。
1事業所1年当たりの事業系可燃ごみ排出量	t	9.4 (H18)	7.5	7.4 ***	7.4 ***	事業系可燃ごみ排出量が減っているかを測定するもの。
リサイクル率	%	33.6 (H18)	35.0	36.0 ***	36.0 ***	分別リサイクルが向上しているかを測定するもの。
ボランティア分別指導員※4の数	人	136 (H18)	246	336 ***	456 ***	各地区のステーションで活動しているボランティアの数を測定するもの。

市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量「57 運動」に協力して、ボランティア分別指導員養成講座に参加し、分別リサイクルの生活習慣を身につけながらごみ減量を図る。【個人・家庭】 ごみ減量「57 運動」に協力して、ごみになりにくい商品を提供し、簡易包装・ノー包装、ごみの分別リサイクルを推進するとともに、ごみを出さない事業活動に取り組む。【企業】 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所が率先して庁内のごみ減量についての意識改革を図り、ごみ減量「57 運動」に取り組む。 ごみ減量について市民への意識啓発、ボランティア分別指導員の養成講座を開催する。 生ごみ処理機器購入者への補助、資源ごみ回収団体への助成事業等を推進する。 市民・企業・市役所の協働によりごみ減量「57 運動」を推進する。

見直しの内容と理由

【全体目標】

- ・H25「68.0」を「78.0」、H29「70.0」を「80.0」に修正
理由)平成22年度に行なわれた市民満足度調査値の結果からも、市民の関心度が増していることから修正(時点修正)

【個別目標①の実績値】

- ・市民1人1日 H22 H23年4月
- ・1事業所1年 H22 H23年4月
- ・リサイクル率 未定
- ・ボランティア H22 H22年11月

※4 ボランティア分別指導員とは、市の「ボランティア分別指導員養成講座」を受講し、資源ごみ回収日に集積場に立ち、ごみ分別を指導するボランティアのこと。

【個別目標②】 ごみ、し尿、火葬が適正に処理され、市民の生活環境が保全されている

指標名	単位	基準値	上段:目標値 下段:実績値			説明
			H22	H25	H29	
特定家庭用機器などの不法投棄台数	台	60 (H18)	56	52	47	家電4品目(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機)・パソコンの不法投棄が減っているかを測定するもの。
ごみ・し尿を速やかに収集、処理することで、衛生的に暮らしていると感じる市民の割合	%	82.2 (H19)	83.3	84.5	86.0	市民満足度調査により測定。
			83.4	***	***	



市民の役割	市役所の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体での環境美化に取り組む。【個人・家庭】【自治会】【企業】 ・ごみ、し尿等の適正な排出に心がけ、市役所の処理事業に協力する。【個人・家庭】【企業】 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が分別して出したごみを、速やかに収集し、また、資源としてリサイクルする。 ・ごみの不法投棄防止対策として、パトロール、啓発活動を行う。 ・ごみ、し尿、火葬の処理施設での適正な処理、運営を行う。 ・広域化による新焼却処理施設建設の実現に向けて取り組む。

■ 関連する個別計画

- 江南市ごみ処理基本計画 (H15~H24)
- 江南市分別収集計画 (H20~H25)
- 江南市ごみ減量アクションプラン (H20~H22、H23~H25)
- 江南市災害廃棄物処理計画(仮称) (未定)

見直しの内容と理由

【個別目標②の説明】

- ・家電4品目内訳削除
理由) 品目の内訳の追加発生する可能性があるため。(時点修正)
- ・平成22年度実績値確定時期 平成23年4月

【個別目標②の市役所の役割】

- 市役所の役割追加理由)
- ・1点目 市役所の基本的役割を明確にするため記載
 - ・4点目 新焼却処理施設建設計画により記載(時点修正)

【関連する個別計画】

- ・江南市ごみ減量アクションプラン
平成22年度に、平成23年度から25年度までの計画を策定するため、記述を修正。